

報告事項⑤

1 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等が前年の当該事業収入等と比べて3割以上減少した（減少する見込みを含む）世帯に係る令和3年度の国民健康保険税について減免を行っている。

●受付期間 令和3年8月1日～令和4年3月31日

●減免実績

【令和3年度受付分（R3.8月～12月）】

件数 (うち不承認)	減免額			
	合計	医療分	支援分	介護分
90(28)件	13,178,300円	8,668,300円	2,950,200円	1,559,800円

【参考：令和2年度受付分】

件数 (うち不承認)	減免額			
	合計	医療分	支援分	介護分
429(73)件	72,991,100円	48,219,471円	16,392,442円	8,379,187円

2 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

国民健康保険被保険者で新型コロナウイルスに感染、または感染の疑いのある被用者(税法上の給与所得者)に傷病手当金を支給している。

●支給対象期間

新型コロナウイルスに感染、または発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

●支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3 × 日数

●適用期間

令和2年1月1日から令和4年3月31日までの間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6月まで）

●支給実績

	申請件数	支給額
令和2年度	5件	323,283円
令和3年度※	20件	667,705円

※令和3年12月28日時点